

第1章 EPA/FTA の知財章に関する調査

I. 日モンゴル EPA の知財に関する規定のモンゴル国内法との関係性

1. はじめに

2016年5月8日、経済上の連携に関する日本国とモンゴルとの間の協定（日・モンゴル経済連携協定（EPA））の効力の発生のための外交上の公文の交換が行われ、これにより、同協定は同年6月7日に効力を生じることとなった。本協定により、日モンゴル両国間の貿易及び投資の自由化及び円滑化が推進されるとともに、幅広い分野において互恵的な経済連携が深化し、両国経済が一段と活性化することが期待される。また、この協定はモンゴルにとって初めてのEPAであり、日・モンゴル間の「戦略的パートナーシップ」の強化に大きく寄与することが期待される¹。

2. 日モンゴル EPA 知財章について

本協定には、第12.1条から第12.19条までの全19条からなる独立した知的財産章が設けられており、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護の確保、権利取得に係る手続の簡素化のための措置をとる旨が規定されている。また、知的財産保護の実体面に関し、特許の分割出願制度の確保、部分意匠の保護可能性、商標権または著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある物品の職権による輸入差止め等、TRIPS協定の水準を超える知的財産保護が規定されている²。

3. 日モンゴル EPA 知財章における規定のモンゴル国内法における関係性

(1) モンゴル国内法の概要

モンゴルにおける知財関連法規は、特許に関する法律をはじめとして、商標及び地理的表示法、著作権法、並びに関税法等が存在し、これらについて近年活発な改正がなされている。しかしながら、現段階において、これらの各知財関連法規が、モンゴル国内においてどの程度運用されているかは定かではない。

現在把握している各知的財産関連法規の最近の改正状況は、以下のとおりである。

【特許に関する2006年1月19日付モンゴル国法律（以下「モンゴル特許法」という。）】
・意匠についてもデザイン特許として同法に基づき保護されることとなる。

¹ 外務省報道発表「日・モンゴル経済連携協定の効力発生のための外交上の公文の交換」参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003278.html

² 経済産業省通商政策局編「2017年版不公正貿易報告書」第Ⅲ部第4章参照。

- ・2006年度版をベースに2016年度最終改正³。
- ・モンゴル国の官報によれば、特許に関する法律への変更の導入に関する2016年12月1日付モンゴル国法律が2017年9月1日に施行。

【著作権及びそれに関する権利に関する2006年1月19日付モンゴル国法律】

- ・2006年度版をベースに2017年度最終改正⁴。
- ・モンゴル国の官報によれば、著作権及びそれに関する権利に関する法律の変更の導入に関する2017年5月18日付モンゴル国法律が、2017年7月1日に施行⁵。

【商標及び地理的表示に関する2010年6月10日付モンゴル国法律】

- ・2010年度版をベースに2015年度最終改正⁶。
- ・商標規則については、手続規則全般を網羅した一つの法は見当たらず、関連する手続ごとに細分化したルールが存在する。つまり、いわゆる「商標法」と「商標規則」という二本立てではなく、商標登録の手順に関するルール⁷、登録の維持や変更に関するルール⁸、など手続ごとのルールを有していると考えられる。

【関税法】

- ・2008年度版をベースに2016年改正⁹。

【不正競争防止法】

- ・1993年。

(2) 日モンゴルEPA知財章とモンゴル国内法の関係

2016年に発効した日モンゴルEPAの知財章(第12章)に関して、その主な要素についてモンゴル国内法においてどのように対応しているのか、以下のとおりまとめる。なお、対照表に記載のモンゴル国内法については、3.(1)に記述の情報による。

日モンゴルEPAにおける規定	関連するモンゴル国内法
<p>【特許】保護対象 保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として拒絶されないことを確保(第12.7条1)</p>	<p>○コンピュータ・プログラムやアルゴリズム そのものは「発明」と認定されず、保護されないが(モンゴル特許法第4条7(2))、保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連す</p>

³ <http://www.legalinfo.mn/law/details/440>

⁴ <http://www.legalinfo.mn/law/details/283>

⁵ 瓜生・糸賀法律事務所、アジア経済法令ニュース【モンゴル】2017年8月4日 <http://uryuitoga.com/aenews/>

⁶ <http://www.legalinfo.mn/law/details/111?lawid=111>

⁷ <http://www.legalinfo.mn/annex/showPrint/3513>

⁸ http://www.ipom.mn/index.php?option=com_content&task=view&id=58&Itemid=48

⁹ <http://www.legalinfo.mn/law/details/208>、モンゴル税関HP参照。(2014年7月1日現在)、http://www.customs.gov.mn/en/images/publishers/Customs_law_and_Customs_Tariff_and_Tax_law.pdf

	<p>ることを理由として拒絶する規定は存在しない。</p> <p>○コンピュータ・プログラム関連出願が実際にどのように扱われているかは規定からは明らかではないため、明確化されることが望ましい。</p>
<p>【特許】 分割出願制度の確保 自己の発意により、2以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることを確保（第12.7条2）</p>	<p>○当初明細書の範囲内で、出願人は特許出願を2つ以上に分割することができる（モンゴル特許法第11条6）。</p> <p>○既に対応しているといえる。</p>
<p>【意匠】 部分意匠の保護 物品の全体及び適当なときは部分について、意匠保護を与える（第12.8条）</p>	<p>○モンゴル特許法においては、「意匠」とは、製品の形状又は構造に関する模様、色彩、又はこれらの結合であって、新規かつ独特なものをいうとされており（モンゴル特許法第3条1(2)）、部分意匠に関する規定は存在しない。</p> <p>○実際に部分意匠と考えられる意匠登録は存在するものの¹⁰、上記のとおり条文上は部分意匠が保護されるか否かが明らかではないため、透明性の観点から明確化されることが望ましい。</p>
<p>【著作権】 利用可能化権 公衆が選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する権利を認める（第12.10条1）</p>	<p>○モンゴル著作権法上に明確に利用可能化権について規定は見当たらないが、条約に別段の定めがある場合にはそれに従う（条約を直接適用する）旨の規定が存在する（モンゴル著作権法第2条2）。</p> <p>○モンゴルも締約国である WIPO 著作権条約(WCT)第8条、WIPO 実演・レコード条約(WPPT)第10条において、すでに利用可能化権が規定されているため対応しているといえる可能性はあるが、不明確さを避けるために国内法で明確化されることが望ましい。</p>
<p>【非開示情報の保護】 不当な介入の禁止 私契約に規定された非開示情報の保護期間の制限や非開示情報の開示を正当な理由なく強制する措置を禁止（第12.13条）</p>	<p>○モンゴル国内法においてノウハウ（非開示情報）保護に期間制限等を課するような法令は存在しないと考えられる。</p> <p>○既に対応しているといえるのではないかと。</p>

¹⁰ モンゴル意匠登録番号 2689。靴下（ブーツ）製品全体の外形ではなく、一部を権利保護するもの。

<p>【国境措置】 職権差止権限の付与 商標権・著作権侵害物品の輸入に関する税関当局の職権差止権限を付与（第 12.14 条 1(a)）</p>	<p>○第 12.14 条 1 は、(a)職権差止権限の付与と (b)権利者による権限のある当局に対する侵害物品の差止申立て手続の採用の双方を要求している。</p> <p>○税関は知的財産権利者からの申立てに基づいて措置を講じることとされている（モンゴル関税法第 265 条 1）ことから、第 12.14 条 1(b)は担保されているといえる。</p> <p>○一方で、税関当局に直接的な職権差止権限を付与した規定は見当たらないことから、第 12.14 条 1(a)が担保されているとまではいえない。そのため、他の関連法規の有無や法改正の有無・状況を含めさらなる精査が必要。</p>
<p>【透明性】 出願等に関する情報公開 知的財産権の出願・登録に関する情報の公開（第 12.5 条(a)）</p>	<p>○モンゴル国内法上、権利を付与しようとするときには公報により公表されることとされている（モンゴル特許法第 11 条 11、モンゴル商標及び地理的表示に関する法第 9 条 5）。</p> <p>○既に対応しているといえるのではないか。</p>
<p>【手続事項】 真正証明義務の原則禁止 出願書類等の署名等についての真正の証明をしなければ当該書類が受理されないことを原則として禁止（第 12.4 条 2）</p>	<p>○モンゴル特許法等の規定の中で特段対応する規定がないため、署名等の真正性について求める手続はないと考えられる。</p> <p>○既に対応しているといえるのではないか。</p>
<p>【手続事項】 登録のための手続整備 特許・意匠・商標に関して、拒絶に対して不服を申し立てる機会の付与等、登録に関する手続機会の付与（第 12.4 条 7）</p>	<p>○紛争解決委員会への不服申立ての機会が与えられている（モンゴル特許法第 13 条 3 項 4 項、モンゴル商標及び地理的表示に関する法第 32 条）。</p> <p>○また、特許及び意匠については公報発行から 3 か月間に異議を申し立てることができることとされている（モンゴル特許法第 13 条）。</p> <p>○既に対応しているといえるのではないか。</p>

以上のことから、日モンゴル EPA 知財章において規定される主な要素に関して、概ねモンゴル国内法においても対応しているといえると考えられる。他方で、少なくとも職権差止権限の付与（国境措置：第 12.14 条 1(a)）については対応する国内法規が現段階においては把握できないところ、他の関連法規の有無や法改正の有無・状況についてさらなる精査が必要といえる。

また、日モンゴル EPA 知財章に対応する規定がモンゴル国内法において存在する場合であっても、今後当該規定に準拠した実務運用が適切になされているか、引き続き注視していく必要があると考える。

4. (参考) 日モンゴル EPA 知財章の規定【抜粋】

第十二章 知的財産

第十二・一条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2 両締約国は、また、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。

3 この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定その他の両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づいて両締約国が有する現行の権利を害するものではなく、また、それらの協定に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

第十二・二条 定義

この章に規定する「知的財産」とは、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての種類の知的財産をいう。

第十二・三条 内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈 この条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同様の意味を有するものとする。

(a)「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに

(b)この章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。

(c)「知的財産の保護」には、第十二・十二条に規定する不正競争の防止を含む。

第十二・四条 手続事項

1 各締約国は、知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとる。

2 いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求してはならない。

3 2の規定にかかわらず、各締約国は、次のものを要求することができる。

(a) 署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b) 自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出（当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に証拠の提出を要求する理由を明記する。）

4 いずれの締約国も、出願日を認めるための条件として、委任状の提出が出願と同時に完了することを要求してはならない。

5 各締約国は、弁理士制度又は知的財産権登録認定代理人制度を改善するよう努める。

6 各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

7 各締約国は、次の事項を含む商標、意匠及び特許の登録のための制度を設ける。

(a) 出願人に対し、書面により（電磁的手段によることができる。）出願の拒絶の決定を理由を付して通知すること。

(b) 出願人が行政機関による拒絶に対して不服を申し立てる機会

(c) 出願人が行政機関による最終的な拒絶について司法上の審査を求める機会

(d) 利害関係者が次のことを行う機会（自国の法令に規定する場合に限る。）

(i) 出願又は登録に対して異議を申し立てること。

(ii) 登録の取消し又は無効を求めること。

第十二・五条 透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、次のことを行うために利用し得る適切な措置をとる。

(a) 少なくとも次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている関連する情報を要請に応じて少なくとも利害関係者に提供すること。

(i) 特許を付与する意図又は特許の出願及び付与

(ii) 実用新案の登録

(iii) 意匠権を付与する意図又は意匠の登録

(iv) 商標の登録又は登録出願

(b) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の自国の知的財産に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにすること。

第十二・六条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第十二・七条 特許

1 各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。もっとも、この条の規定は、自国の法令に従い、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象から除外するか否かについての各締約国の自主性に影響を及ぼすものではない。

2 各締約国は、特許出願人が、自国の法令に定める期限内に、自己の発意により、二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることを確保する。

第十二・八条 意匠

各締約国は、物品の全体及び適当なときは部分について、意匠の十分かつ効果的な保護を与える。

第十二・九条 商標

1 各締約国は、いずれかの締約国においてその商標の所有者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図若しくは当該広く認識されている商標の所有者に損害を与える意図で使用される場合又はそのような使用の結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。

注釈 各締約国は、商標が広く認識されている商標であるか否かを自国の法令に従って決定することができる。

2 各締約国は、合理的な理由があること及び手続上の要件に従うことを条件として、出願人が権限のある当局に対しその商標登録出願の審査を速やかに行うよう求める要請を提出することができることを確保する。このような要請が提出された場合において、適当なときは、権限のある当局は、当該商標登録出願の審査を速やかに行う。

第十二・十条 著作権及び関連する権利

1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する権利を付与する。

2 各締約国は、放送機関に対し、当該放送機関の放送についてその同意なく行われる次に掲げる行為を禁止する権利を与える。

- (a) 放送の再放送
- (b) 放送の固定
- (c) 放送の固定物の複製

3 各締約国は、自国の法令に従い、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体が行う活動を促進するための適切な措置をとる。

第十二・十一条 地理的表示

各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

第十二・十二条 不正競争

1 各締約国は、パリ条約第十条の二の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2 各締約国は、サービスについてパリ条約第十条の二の規定を準用することを確保する。

3 この条の規定の適用上、「パリ条約」とは、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され、並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。

第十二・十三条 開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護すること（開示されていない情報の保護期間であって私契約に規定するものを制限する措置又は開示されていない情報の開示を正当な理由なく強要する措置をとらないことを含む。）を確保する。

第十二・十四条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、輸入貨物に関し、次の手続を採用し、又は維持する。

(a) 自国の税関当局が商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある物品（以下この条において「侵害の疑いのある物品」という。）の解放を停止するために職権により行動することができる手続

(b) 権利者が自国の権限のある当局に対し侵害の疑いのある物品の解放を停止するよう申し立てることができる手続

2 各締約国は、1に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって商標権又は著作権及び関連する権利が侵害されているか否かを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

3 1の規定に基づき輸入貨物について解放を停止する場合には、輸入者及び権利者は、その停止について速やかに通知を受けるものとし、侵害の疑いのある物品に係る利用可能な全ての情報を提供される。

第十二・十五条 民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補填するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

第十二・十六条 刑事上の制裁に係る権利行使

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従い、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

2 各締約国は、1に定める犯罪に関し、自国の権限のある当局が、自国の法令に従い、全ての侵害物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有することについて定める。

第十二・十七条 デジタル環境における権利行使

各締約国の権利行使の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害(侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。)について適用する。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される。

第十二・十八条 知的財産に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) この章の規定に従い、知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対して小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十二・十九条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

II. EU の締結済の EPA/FTA 知財章における規定（商標及び地理的表示等）

1. はじめに

EU は、我が国同様に積極的に通商交渉を推し進めてきた経緯があり、アフリカ、中東諸国との経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）締結にはじまり、2000 年前後からはアジア諸国との FTA 交渉が重視され、その最初の国として韓国との FTA が 2011 年 7 月に発効し、2012 年 12 月にはシンガポール、2015 年 12 月にはベトナムとの FTA 締結が続いた。その他、2016 年にはカナダとの FTA である CETA の交渉も合意に至っていることに加え、我が国との間の EPA 交渉も 2017 年 12 月に交渉妥結に至っているところである。

従来、EU の FTA 知的財産章への取組は、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡素な規定となっていることが多かった。これに対して、近年締結された FTA においては従来に比して詳細な規定となる傾向もみられるところ、今後の EU の FTA の進め方が注目される¹。この点、EU が近年締結した東南アジア諸国との間の FTA や、我が国がこれまで EPA/FTA を締結していない東欧諸国等との間の FTA における規律を比較・分析することは、我が国が今後の知的財産に関する通商交渉を進める上でも有意義であると考えられる。

そこで、EU の締結済 EPA/FTA のうち、東南アジア諸国との間に締結された EU-ベトナム FTA²、EU-シンガポール FTA³、及び東欧諸国との間に締結された EU-ウクライナ FTA⁴、並びに中南米諸国との間に締結された EU-コロンビア・ペルー FTA⁵といった協定において、特に地理的表示及び商標に関しどのような規律が設けられているか、協力節（協力条項）にける規定ぶりも勘案の上、TRIPS 協定における規律との比較分析を含め調査を行った。

具体的には、上記 4 つの EPA/FTA における地理的表示及び商標に関する規定について、地理的表示（GI）については、①対象製品の範囲とその保護レベル、②商標との関係（先行商標との関係・後行商標との関係）、③事前の異議申立手続の有無、④事後の取消手続（保護 GI の事後的な一般名称化による取消しの可否等）、⑤先使用の例外規定、及び⑥個別 GI の保護（相互保護：特異な個別条件の有無等）、といった観点を中心に調査を行った。

また、商標については、①国際条約への加盟義務、②適正な登録手続の確保（書面による拒絶理由通知や不服申立手続の確保）、③周知商標（well-known trademark）の保護、④保護期間、及び⑤商標権の例外、といった観点を中心に調査した。

2. （前提）TRIPS 協定における保護

（1）TRIPS 協定における地理的表示の保護の概要

本調査の前提として、TRIPS 協定における地理的表示（Geographical Indications; GI）及び

¹ 経済産業省通商政策局編「2017 年版不公正貿易報告書」660 頁。

² <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1437>

³ <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=961>

⁴ <http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/ukraine/>

⁵ <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=691&serie=409&langId=en>

商標に関する規定を概観する。

TRIPS 協定は、地理的表示を「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義する（第 22 条第 1 項）。

そして、全ての産品について「商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用」等を防止するための法的手段を確保することを、加盟国に対して要求している（第 22 条第 2 項）。

一方で、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）に関しては「真正な原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されること」を防止するための法的手段を確保することとされている（第 23 条第 1 項。以下「追加的保護」という。）。このため、具体的には例えばボルドー地方を原産地としない商品に対して山梨産ボルドーワインや、ボルドー風ワインといった表示も認められないこととなる。

なお、この追加的保護については、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができることとされている（第 23 条第 1 項脚注）。これは、TRIPS 協定において、GI を含む知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供することとされていること（第 42 条）の例外となっている。

GI の保護と商標との関係については、加盟国は、GI を含むか又は GI から構成される商標の登録であって、当該 GI に係る領域を原産地としない商品のものを拒絶し又は無効とすること等とされている（第 23 条第 2 項）。ただし、ぶどう酒又は蒸留酒以外の産品においては、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限られている（第 22 条第 3 項）。

他方、加盟国において TRIPS 協定の GI の保護の規定を適用する日又は当該 GI がその原産国において保護される日より前に、善意に出願、登録、又は取得された商標（先行商標）については、これらの商標が GI と同一又は類似であることを理由として、商標の登録の適格性、有効性、商標を使用する権利は害されないとされており、商標に関する既得権が規定されている（第 24 条第 5 項）。

また、GI 保護の例外として、ぶどう酒等の GI に関しては、①1994 年 4 月 15 日前に少なくとも 10 年間、又は②同日前に善意で継続して使用されてきた表示については、その表示を継続して使用することを防止することを要求するものではないとされている（第 24 条第 4 項）。これにより、追加的保護の対象であるぶどう酒等の GI についても、既に一定期間善意で使用されてきた表示については（真正な産地産のものでなくとも）その継続使用を認めることが可能とされている（先使用の例外）。

さらに、自国の領域の中で一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語と同一の GI については、TRIPS 協定の GI 保護に関する規定の適用は要求されない

(第 24 条第 6 項)。したがって、その国で一般名称と判断される用語と同一の GI を保護する義務を負わないことになる。

(2) TRIPS 協定における商標の保護の概要

TRIPS 協定は、「ある事業に係る商品若しくはサービスが他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せ」を、商標とすることができると定義しており (第 15 条 1)、少なくとも 7 年間の保護期間 (及び登録の更新) を提供することとされている (第 18 条)。

まず、商標の登録手続に関しては、商標の登録前又は登録後速やかに商標を公告することとされており、登録を取り消すための請求のために合理的な機会を与えることとされている。さらには、商標登録の異議申立制度を設けることができる旨も規定されている (第 15 条 5)。

次に、周知商標の保護に関しては、パリ条約第 6 条の 2 の規定⁶をサービスについて準用する旨規定されており、また、周知性の判断について関連する公衆の当該商標についての知識を勘案するとの基準を定めている (第 16 条 2)。さらに、同条第 3 項はパリ条約第 6 条の 2 の規定を非類似の商品・サービスまで限定的にはあるが拡大する旨規定している。

他方で、TRIPS 協定第 17 条は、商標権の例外として、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用 (いわゆる「fair use」) 等限定的な例外を定めることができることとしている。

3. EU の一般的な FTA 戦略 (地理的表示)⁷

EU は、域内市場において、ワインやスピリッツだけでなく、農産物や食料品についての原産地表示や地理的表示に関して TRIPS 協定第 23 条レベルの追加的保護を提供している。EU における農産品・食品の名称保護制度である PDO (Protected Designation of Origin)⁸、

⁶ パリ条約第 6 条の 2 周知商標の保護

(1) 同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。

(2) (1)に規定する商標の登録を無効とすることの請求については、登録の日から少なくとも 5 年の期間を認めなければならない。同盟国は、そのような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。

(3) 悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することの請求については、期間を定めないものとする。

⁷ EU (農業総局) による GI の国際的な保護戦略に関する作業文書 (2012 年)“DG AGRI working document on international protection of EU Geographical Indications: objectives, outcome and challenges.” ADVISORY GROUP INTERNATIONAL ASPECT OF AGRICULTURE Meeting of 25 June 2012. に拠った。

⁸ 製品と産地の結びつきをより重視しており、生産工程 (生産、加工、調製) のすべてが一定の地理的領域内で行われている必要がある (2015 年 2 月 JETRO ブリュッセル事務所「EU の地理的表示 (GI) 保護制度」参照)。

PGI (Protected Geographical Indications)⁹では、農業促進のため、製品名の誤用、喚起、模倣から保護し、製品の特性に関する情報を提供する機能を果たしている。

EUにおけるGIの経済的及び政治的な重要性から、EUのFTA交渉においてGIに関し適切な規律を設けることは不可欠のものと位置付けられている。EUがEUのGIの国際的な保護を求める背景には、EUのGI製品の一部（特に、経済的価値の高い製品であるフェタ (Feta)、ゴルゴンゾーラ (Gorgonzola)、アジアゴ (Asiago) 等のチーズ、パルマハム (Parma Ham) 等の肉製品、及びシャンパーニュ (Champagne) 及びスコッチウイスキー (Scotch Whisky) 等のワイン・スピリッツ) は、第3市場において地理的評判の悪用や濫用が確認されたことが挙げられる。そのため、域内市場のみならず国際的な保護の必要性のもと、二国間協定の枠組みの下でGI保護を交渉するに至っている。

EUのFTA交渉においてはTRIPS協定におけるGI保護に係る規律に付加価値を加えることを目的としている（いわゆる「TRIPS プラス」）。具体的には、協定の発効により、第三国においてEUのGIを直接かつ無期限に保護（事後的な保護対象GIの追加を含む。）すること、ワイン・スピリッツ以外の産品（特に農産品）についてTRIPS協定第23条レベルの追加的保護を拡大すること、先行商標が善意に登録されている場合のGIとの併存（先行商標の存在は後行GIを排除することはしない）、EU側のGIの先使用のフェーズアウト（市場からの排除）、及び司法だけでなく行政上の保護を与えること等が意図されている。

このように、EUは、FTAにおいてGIの高い保護を規律することにより、EU由来のGIの保護を国際的に拡大・推進しているといえる¹⁰。

ここで、EUは、二国間協定の相手国に関し、それぞれの国におけるGI保護の成熟度等に照らし、以下の3つのカテゴリーに分類している。

① : 近隣諸国との協定

GI保護に関してEUの保護制度と比較的近い制度を有する国々（例えば、スイスやウクライナを含む。）との間のFTAにおいては通常、相互のGI保護制度を高い割合で統合することが可能であると位置づけられている。

② : 近隣諸国ではないが、既にGI保護制度を有している国との協定

GI保護制度が既に十分に成熟しているとはいいきれない国々（例えば、韓国やペルー・コロンビアを含む。）との間のFTAにおいては、EUにおける保護制度を完全に統合させることに困難が生じる場合があると位置づけられている。

③ : GI保護の伝統がない国との協定

GI保護に関して伝統がない国々（例えば、カナダやシンガポールを含む。）との間のFTA

⁹ 生産工程の一部（少なくとも一つの工程）が一定の地理的領域で行われていることを要件とする。

¹⁰ この点、例えば、ワインに関する二国間条約締結相手国一覧として https://ec.europa.eu/agriculture/wine/thirdcountries_en ジェトロ・ブリュッセル事務所・前掲注8）3頁。TRIPS協定改正協議の不調に見られるとおり、多国間交渉には困難を伴うため、EUは今後さらに二国間協定による地理的表示保護の推進を目指すとみられる。Bently and Sherman・1117頁 27 Report of the 17th EU-Japan FTA/EPA negotiating round Brussels、26-30 September 2016、5頁、http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/october/tradoc_155060.pdf。

においては、先行商標との関係の論点を含め多くの困難を伴うと位置づけられている。

EUによる当該カテゴリー分けによれば、今般調査の対象とした4つのEPA/FTAはそれぞれ、EU-ウクライナFTAはカテゴリー①、EU-コロンビア・ペルーFTAはカテゴリー②、及びEU-シンガポールFTAはカテゴリー③に分類されることになるといえる（EU-ベトナムFTAについてはカテゴリー②又は③と考えられる。）。

以上の前提のもと、それぞれのEPA/FTAにおける地理的表示及び商標に関する規律について、前述した個別の観点に照らし概要を述べる。

4. 地理的表示の保護

4-1. EU-ウクライナFTAにおける地理的表示の保護

(1) 対象製品の範囲及び保護レベル

本協定においては、附属書リストに掲載された相互のGIについて、異議申立手続を経た後に保護することとされており、対象製品は、農産物・食料品及びワイン・芳香ワイン・スピリッツとされている（第202条3及び4）。

また、保護されたGI名称については、消費者において原産地の誤認を生じさせるような態様での使用が禁じられており、また、たとえ真の原産地が示されている場合や、「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」、「flavor」、「like」等の表現を伴うような場合であっても、当該名称を誤認、想起させるような使用が禁じられている（第204条1）。したがって、本協定においてはTRIPS協定第23条と同レベルの追加的保護が義務づけられているといえる。

(2) 商標との関係

まず、先行商標との関係として、抵触する先行商標が存在する場合であっても、後行GIを保護する必要がある（第206条5）。ただし、先行商標が著名であり消費者を誤認させるおそれがある場合には後行GIを保護する義務を負わないとされている（同条4）。

他方で、後行商標との関係として、保護されたGIに抵触する後行商標は、たとえ誤認混同が生じなくとも登録することができない（同条1）。

(3) 事前の異議申立手続

GI保護にあたっては、事前の異議申立手続を経ることが規定されている。事前の異議申立手続に関し、協定発効時から保護されるGIについては第202条に、協定発効後に追加的に保護されるGIについては第203条においてそれぞれ規定が設けられている。

(4) 事後の取消手続（事後の一般名称化の可能性）

一度保護されたGIは、締約国の領域において一般名称とはならないことが規定されて

いる（第 204 条 2）。また、本協定に基づき一度保護された GI は、原産国（EU 側 GI であれば EU）においてのみ取り消される旨規定されており（第 209 条 3）、相手国における事後的な取消しの可能性が排除されている。

（5）先使用の例外規定（基準日、フェーズアウト期間の有無、その他要件の有無）

本協定の発効前に適法に生産、ラベルが付された製品で、本協定の要件に適合しないものについてはその在庫が無くなるまでは引き続き販売することが許容されている（第 208 条 1）。

他方、先使用のあった一部の酒類 GI（トカイ、マデイラ等）については、協定発効後 10 年間のみ継続使用（フェーズアウト期間）が許容されており（第 208 条 3）、一部の農産品 GI（パルミジャーノ・レッジャーノ、フェタ等）については、協定発効後 7 年間のフェーズアウト期間が設定されている（同条 4）。

なお、先使用の例外に対するフェーズアウト期間が設けられているのは EU 側の GI についてのみである。

（6）個別 GI の保護（相互保護：特異な個別条件の有無等）

附属書リストに掲載された GI の相互保護を行う。他方で、例えば EU 側 GI と類似するウクライナ産ワインの名称「Karop」については、一定の生産・加工・品質の要件を充足することを条件に使用が許容されている¹¹。

4-2. EU-コロンビア・ペルーFTA における地理的表示の保護

（1）対象製品の範囲及び保護レベル

本協定においては、附属書リストに掲載された相互の GI について、異議申立手続を経た後に保護することとされており（第 208 条）、対象製品は、農産物・食料品及びワイン・芳香ワイン・スピリッツとされている（第 207 条）。それ以外の製品に関しては、各国法に定められた範囲内で保護が提供されることとされている（同条）。

また、保護された GI 名称に関し、ワイン・芳香ワイン・スピリッツについては、たとえ真の原産地が示されている場合や、「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」、「flavor」、「like」等の表現を伴うような場合であっても、当該名称を誤認、想起させるような使用が禁じられている（第 210 条 1(c)）。他方で、それ以外の製品（農産品・食料品含む）については、消費者において原産地の誤認を生じさせるような態様での使用のみが禁じられており、ワイン等と同等の高い保護レベル（追加的保護）は、締約国において国内法の改正が行われた段階ではじめて適用される旨規定されている（同条 1(b)）。

¹¹ 第 9 章附属書 XXII-D における「Karop」に関する共同宣言。

(2) 商標との関係

まず、先行商標との関係として、先行商標が著名であり消費者を誤認させるおそれがある場合に限り後行 GI を保護する義務を負わないとされている（第 211 条 2）。

他方で、後行商標との関係として、後行商標が（1）に記載した要件に照らし保護された GI と抵触すると判断される場合に登録することができない（同条 1）。

(3) 事前の異議申立手続

GI 保護にあたっては、事前の異議申立手続を経ることが規定されている。事前の異議申立手続に関し、協定発効時から保護される GI については第 208 条に、協定発効後に追加的に保護される GI については第 209 条においてそれぞれ規定が設けられている。

(4) 事後の取消手続（事後の一般名称化の可能性）

一度保護された GI は、締約国の領域において一般名称とはならないことが規定されている（第 207 条(h)）。

(5) 先使用の例外規定（基準日、フェーズアウト期間の有無、その他要件の有無）

先使用の例外に関する規律は設けられていない。

(6) 個別 GI の保護（相互保護：特異な個別条件の有無等）

附属書リストに掲載された GI の相互保護を行う。個別 GI に対する特異な要件は把握されない。

4-3. EU-ベトナム FTA における地理的表示の保護

(1) 対象製品の範囲及び保護レベル

本協定においては、附属書リストに掲載された相互の GI について、異議申立手続を経た後に保護することとされており（第 6.3 条）、対象製品は、農産物・食料品及びワイン・スピリッツとされている（第 6.1 条）。

また、保護された GI 名称については、消費者において原産地の誤認を生じさせるような態様での使用が禁じられており、また、たとえ真の原産地が示されている場合や、「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」、「flavor」、「like」等の表現を伴うような場合であっても、当該名称を誤認、想起させるような使用が禁じられている（第 6.5 条）。したがって、本協定においては TRIPS 協定第 23 条と同レベルの追加的保護が義務づけられているといえる。

(2) 商標との関係

まず、先行商標との関係として、先行商標が善意で出願・登録されている場合には、抵触する後行 GI の存在が先行商標の権利の有効性に影響しないこととされている（第 6.7 条）。また、他に無効理由が存在しない場合には同商標の更新登録も許容されている（同条）。

他方で、後行商標との関係については、特段規律は設けられていない。

(3) 事前の異議申立手続

GI 保護にあたっては、事前の異議申立手続を経ることが規定されている（第 6.2 条 1(c)）。事前の異議申立手続に関し、協定発効時から保護される GI については第 6.3 条に、協定発効後に追加的に保護される GI については第 6.4 条 1(c)においてそれぞれ規定が設けられている。

(4) 事後の取消手続（事後の一般名称化の可能性）

GI 保護法制度において、事後的な取消手続のあることは前提とされているが（第 6.2 条 1(d)）、GI の事後的な一般名称化に関する規定は特段設けられていない。

(5) 先使用の例外規定（基準日、フェーズアウト期間の有無、その他要件の有無）

(6) に詳細後述のとおり、個別 GI の善意による先使用については一定期間のフェーズアウト期間が設けられている（第 6.5a 条）。

(6) 個別 GI の保護（相互保護：特異な個別条件の有無等）

附属書リストに掲載された GI の相互保護を行う。

EU 側 GI のうち、「アジアーゴ」と「フォンティーナ」、「ゴルゴンゾーラ」、「フェタ」の各チーズについては、先使用の例外について 2017 年 1 月 1 日までのフェーズアウト期間が設けられている。特に、「フェタ」については、当該先使用の例外の適用の条件として、羊の乳又は羊の乳及びヤギの乳から生産されることも要求されている（第 6.5a 条 1 及び 2）。

EU 側 GI のうち、「シャンパン」については、協定発効後 10 年間のフェーズアウト期間が設けられている（第 6.5a 条 3）。

加えて、「パルミジャーノ・レッジャーノ」の保護に関し、「パルメザン」の名称の使用を、消費者における誤認を生じさせない範囲内で許容する旨規定されている（付属書 GI-I Part A）。

4-4. EU-シンガポール FTA における地理的表示の保護

(1) 対象製品の範囲及び保護レベル

本協定においては、附属書リストに掲載された相互の GI について、異議申立手続を経た後に保護することとされており（第 11.17 条 3）、対象製品は、農産物・食料品及びワイン・スピリッツとされている（第 11.16 条 1）。

また、保護された GI 名称については、消費者において原産地の誤認を生じさせるような態様での使用が禁じられており、また、たとえ真の原産地が示されている場合や、「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」、「flavor」、「like」等の表現を伴うような場合であっても、当該名称を誤認、想起させるような使用が禁じられている（第 11.19 条 2 及び 3）。したがって、本協定においては TRIPS 協定第 23 条と同レベルの追加的保護が義務づけられているといえる。

(2) 商標との関係

まず、先行商標との関係として、抵触する先行商標が存在する場合であっても、後行 GI の登録は排除されない（第 11.21 条 2）。ただし、先行商標が著名であり消費者を誤認させるおそれがある場合には後行 GI を保護する義務を負わないとされている（同条 4）。

他方で、後行商標との関係として、保護された GI に抵触する後行商標は、たとえ誤認混同が生じなくとも職権又は申立てに基づき拒絶されることとなる（第 11.21 条 1）。

(3) 事前の異議申立手続

GI 保護にあたっては、事前の異議申立手続を経ることが規定されている（第 11.17 条 3）。事前の異議申立手続に関し、協定発効後に追加的に保護される GI についても第 11.18 条に照らし同様に扱われることとされている。

(4) 事後の取消手続（事後の一般名称化の可能性）

GI 保護法制度において、事後的な取消手続のあることは前提とされているが（第 11.17 条 2(d)）、GI の事後的な一般名称化に関する規定は特設設けられていない。

(5) 先使用の例外規定（基準日、フェーズアウト期間の有無、その他要件の有無）

2004 年 1 月 1 日以前 10 年以上、又は同日前の善意による先使用については、継続使用が許容されている。特段のフェーズアウト期間は設けられていない（第 11.22 条 2）。ただし、締約国は、消費者の混同を回避することを目的に先使用と保護対象 GI とを区別させる実務的な条件を設定することが許容されている（同条 4）。

5. 商標の保護

5-1. EU-ウクライナ FTA における商標の保護

(1) 国際条約（マドプロ・TLT/STLT 等）への加盟

国際条約への加盟義務については特段規定されていない。

(2) 適正な登録手続の確保（書面での拒絶理由通知や不服申立手続の確保）

各締約国は、商標の登録制度を設け、商標局は商標出願を拒絶する理由を文書で出願人に提供しなければならないことが規定されている。出願人は、訴訟の前に当該拒絶に対して不服を申し立てる機会を有するものとする。さらに、各締約国は、第三者が商標出願に異議申立てを行うことができる機会を提供するものとする（第 193 条）。

また、各締約国は、商標出願及び商標登録の公開データベースを提供することが規定されている。（同条）

(3) 周知商標（well-known trademark）の保護

各締約国は、パリ条約第 6 条の 2 及び TRIPS 協定第 16 条第 2 項、第 3 項に規定される周知商標の保護に向けて協力することとされている（第 194 条）。

(4) 保護期間

商標権の保護期間は少なくとも出願日から 10 年間とし、さらに 10 年間の更新を可能とする（第 200 条）。

(5) 商標権の例外（真正な原産地表示等フェアユース）

商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、地理的表示等の記述上の用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外として許容されなければならないとされている（第 196 条）。

5-2. EU-コロンビア・ペルー FTA における商標の保護

(1) 国際条約（マドプロ・TLT/STLT 等）への加盟

EU とコロンビアは本協定の署名後 10 年以内にマドリッド協定議定書に加盟する義務を有し、ペルーについては同議定書加盟に向けた努力義務が規定されている。また、各締約国に対し商標法条約の規定遵守に向けた努力義務も規定されている（第 202 条 2）。

(2) 適正な登録手続の確保（書面での拒絶理由通知や不服申立手続の確保）

各締約国は、商標の登録制度を設け、商標局は商標登録を拒絶する理由を文書で出願人

に提供しなければならないことが規定されている。出願人は、訴訟の前に当該拒絶に対して不服を申し立てる機会を有するものとする。さらに、各締約国は、第三者が商標出願に異議申立てを行うことができる機会を提供する（第 204 条 2）。

また、各締約国は、商標出願及び商標登録の公開データベースを提供することが規定されている（同条）。

（3）周知商標（well-known trademark）の保護

各締約国は、パリ条約第 6 条の 2 及び TRIPS 協定第 16 条第 2 項、第 3 項に規定される周知商標の保護に向けて協力することとされている（第 205 条）。

（4）保護期間

商標の保護期間については特段規定されていない。

（5）商標権の例外（真正な原産地表示等フェアユース）

商標権者および第三者の正当な利益を考慮することを条件に、氏名や住所、記述的な用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外として許容されなければならない（第 206 条 1）。

5-3. EU-ベトナム FTA における商標の保護

（1）国際条約（マドプロ・TLT/STLT 等）への加盟

マドリッド協定議定書の義務を確認するとともに、商標法条約やシンガポール条約に照らし商標の登録手続を簡素化することを約束している（第 5.1 条）。

（2）適正な登録手続の確保（書面での拒絶理由通知や不服申立手続の確保）

各締約国が商標の登録制度を設けることが規定されている。商標審査の最終的な拒絶査定は、書面で理由とともに出願人へ伝達されるものとする。さらに、締約国は、商標出願に異議申立てを行うことができる機会を提供するとともに商標出願人が当該異議申立てに応答する機会を提供することとされている（第 5.3 条）。

また、公開された商標出願及び商標登録の公開データベースを提供することも規定されている（同条）。

（3）周知商標（well-known trademark）の保護

パリ条約第 6 条の 2 及び TRIPS 協定第 16 条第 2 項、第 3 項に規定される周知商標を保護する目的で、工業所有権保護のためのパリ同盟総会及び世界知的所有権機関（WIPO）一般総会（1999 年 9 月）で採択された共同勧告に配慮することが規定されている（第 5.4 条）。

(4) 保護期間

商標の保護期間については特段規定されていない。

(5) 商標権の例外（真正な原産地表示等フェアユース）

商標権者および第三者の正当な利益を考慮することを条件に、記述的な用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外として許容されなければならないことが規定されている（第 5.5 条）。

5-4. EU-シンガポール FTA における商標の保護

(1) 国際条約（マドプロ・TLT/STLT 等）への加盟

商標法条約及びシンガポール条約の規定遵守のために最大限努力することが規定されている（第 11.12 条）。

(2) 適正な登録手続の確保（書面での拒絶理由通知や不服申立手続の確保）

各締約国は、商標の登録制度を設け、商標当局は商標登録を拒絶する理由を文書で出願人に提供しなければならないことが規定されている。出願人は、司法手続の前に当該拒絶に対して不服を申し立てる機会を有するものとする。さらに、各締約国は、第三者が商標出願に異議申立てを行うことができる機会を提供する（第 11.13 条）。

また、各締約国は、商標出願及び商標登録の公開データベースを提供することも記載されている（同条）。

(3) 周知商標（well-known trademark）の保護

締約国は、TRIPS 協定に従って周知商標を保護するものとする。また、商標が周知であるかどうかを判断するにあたり、工業所有権保護のためのパリ同盟総会及び世界知的所有権機関（WIPO）一般総会（1999 年 9 月）で採択された共同勧告に配慮することが規定されている（第 11.14 条）

(4) 保護期間

商標の保護期間については特段規定されていない。

(5) 商標権の例外（真正な原産地表示等フェアユース）

商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件に、記述的な用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外として許容されなければならないことが規定されている（第 11.15 条）。

6. 協力節の規定

EU-ウクライナ FTA（第 252 条）、EU-コロンビア・ペルー FTA（第 256 条）、EU-ベトナム FTA（第 30 条）の各協定には、主に各協定にかかる義務履行に向けた協力に加え、キャパシティビルディング（人材育成）、権利執行に関する当局間の経験共有、及び法的枠組に関する情報交換といった観点について規定されている。

EU-シンガポールの協力節（第 11.52 条）についても、上記 3 協定とほとんど同様の内容が規定されているが、技術協力について追加で明示されている。

7. 分析

7-1. 地理的表示保護の規定について

前掲の EU（農業総局）による GI の国際的な保護戦略に関する作業文書でも言及されているとおり、EU が地理的表示の保護について高いレベルを規律する際、GI 保護に関して EU の保護制度と比較的近い制度を有する国々を交渉相手とする場合（3. のカテゴリー①）と、それ以外の国々（特に GI 保護の伝統がない国々（3. カテゴリー③））を交渉相手とする場合とでは、交渉の難易度に差が生じることになり、後者は前者と比較して合意に至ることがより困難となるといえる。また、その結果として交渉の合意内容に差異が生じることも考えられる。

本節では、上記 4 協定の規定を比較分析することで、GI の交渉を行う背後にある EU の EPA/FTA 戦略を推察する。

（1）協力節の規定が与える影響について

高いレベルの交渉要求を行う代わりに、キャパシティビルディング等を規定する協力節を充実化する試みは、特に先進国が対途上国との交渉を行う際によく利用される手法の一つと考えられる。しかしながら、上記の 4 協定について協力節を比較すると、条文上これらに大きな差異があるとはいえず、特にカテゴリー①に属するウクライナとカテゴリー③に属するシンガポールとを比較しても有意な差異は見出すことができない。

したがって、上記の 4 協定を比較する限り、協力節を梃子に EU が GI の高いレベルの保護規律を獲得しているとは言い難い。

（2）GI 節の保護レベルの比較

上記 4 協定を比較すると、EU の GI の国際的な保護の拡大を進める戦略のもと、すべての協定において附属書リストの交換による相互保護が実現されており、個別の条件が設けられる場合もあるが一定の保護拡大が図られているといえる。

また、GI 保護のカテゴリー①に属するウクライナやカテゴリー②に属するコロンビア・ペルーとの協定の場合、「一度保護された GI は、締約国の領域において一般名称とはなら

ない」ことが規定されている一方、カテゴリー③のシンガポールやベトナムとの協定には当該規定が含まれておらず、事後的に GI 登録が取消される可能性も残されている。他方、TRIPS 協定においては一度保護された GI の一般名称化を禁じる規定は存在していない。

したがって、カテゴリー①や②の協定に含まれる規定の方が、カテゴリー③の協定と比較すると GI についてよりレベルの高い (TRIPS プラスの) 保護が実現されているといえる。

次に、先行商標との関係として、EU-ウクライナ FTA では、「抵触する先行商標が存在する場合であっても、後行 GI を保護する必要がある」旨規定されている一方、EU-シンガポール FTA では、「抵触する先行商標が存在する場合であっても、後行 GI の登録は排除されない」と規定されている。ここでも、先行商標が存在する場合に、積極的に GI 保護を確認するものと消極的に保護可能性を否定しないに留めるものとで差異があるといえ、カテゴリーによって GI の保護のレベルに違いがあることが確認できる。他方で、各協定を通じて、TRIPS 協定に規定に則って後行 GI の存在が先行商標の権利の有効性に影響しないことが確認されている。

さらに、例外規定や猶予規定を比較すると、カテゴリー①よりもカテゴリー②や③に属する国々との協定の方が多くの例外規定等を有していることを確認できる。

例えば EU-コロンビア・ペルー FTA の場合、「農産品や食料品等の GI について、ワイン等と同等の高い保護レベル (追加的保護) は、締約国において国内法の改正が行われた段階ではじめて適用される」旨の猶予規定が設けられている。

また、EU-ベトナム FTA の場合、EU 側 GI のうち「アジアゴ」と「フォンティーナ」、「ゴルゴンゾーラ」、「フェタ」の各チーズについて先使用の例外規定が設けられており、「シャンパン」については協定発効後 10 年間のフェーズアウト期間が設けられている。加えて、「パルミジャーノ・レッジャーノ」の保護に関し、「パルメザン」の名称の使用を、消費者における誤認を生じさせない範囲内で許容する旨規定されている。

EU-シンガポール FTA においても、2004 年 1 月 1 日以前 10 年以上、又は同日前の善意による先使用については継続使用が許容されている。

以上のことから、EU は交渉相手国における GI 保護の成熟度等に応じて、協定で規律する GI 保護のレベルに傾斜をつけた調整がなされているといえる。そして、例外規定や猶予規定も併用しつつも、全体としては TRIPS 協定の規律を超える高いレベルの GI の規律を交渉で獲得していることが推察される。なお、各観点におけるそれぞれの協定の比較に関しては後掲の比較表も参照のこと。

7-2. 商標規定について

名称の保護については、欧州のように旧大陸の国々が GI を重視してきた一方で、米国や豪州をはじめとする新大陸の国々は商標を優先してきた経緯があり、3. のカテゴリー③でも、後行 GI と先行商標との関係は困難を伴う論点として挙げられている。

前述のように、地理的表示節における地理的表示と商標との関係については、「抵触する先行商標が存在する場合でも後行 GI の保護を必要」とする EU-ウクライナ FTA の規定が

ある一方で、EU-シンガポール FTA では「抵触する先行商標の存在は後行 GI の登録を必ずしも排除しない」となっており、ウクライナの協定と比較すると GI の保護を弱める規定になっていることが分かる。ここに、交渉相手国の GI 成熟度の違い、商標の浸透度の違いが反映されていることが推察される。

他方、上記 4 協定における商標の保護に関する規定を比較すると、TRIPS プラスの規定が一部存在するものの（例えば EU-ウクライナ FTA における商標の保護期間等）、4 つの協定で共通して商標登録に対する異議申立ての期間の提供やフェア・ユースの例外等が定められており、TRIPS 協定に比して必ずしも高い保護レベルが設けられているとはいえ、大きな差異があるとはいえない。なお、各観点におけるそれぞれの協定の比較に関しては後掲の比較表も参照のこと。

	EU-シンガポール	EU-ベトナム	EU-コロンビア・ペルー	EU-ウクライナ
協力節の規定				
規定内容	キャパシティビルディング、技術協力、権利執行に関する当局間の協力、法的枠組に関する情報交換	キャパシティビルディング（人材育成）、権利執行に関する当局間の経験共有、法的枠組に関する情報交換	キャパシティビルディング（人材育成）、権利執行に関する当局間の経験共有、法的枠組に関する情報交換	キャパシティビルディング（人材育成）、権利執行に関する当局間の経験共有、法的枠組に関する情報交換
商標節の規定				
国際条約	マドリッド協定議定書及びSTLTの規定遵守のための最大限の努力義務	マドリッド協定議定書の義務を確認。TLTやSTLTに照らした手続簡素化の約束	マドリッド協定議定書の加盟義務（EUとコロンビア）。TLTの規定遵守の努力義務	特段規定は設けられていない
適正な登録手続の確保	拒絶理由を文書で出願人に提供。拒絶に対する不服請求の機会、第三者の異議申立、公開データベースの提供	拒絶理由を文書で出願人に提供。第三者の異議申立の機会、公開データベースの提供	拒絶理由を文書で出願人に提供。拒絶に対する不服請求の機会、第三者の異議申立の機会、公開データベースの提供	拒絶理由を文書で出願人に提供。拒絶に対する不服請求の機会、第三者の異議申立の機会、公開データベースの提供
保護期間	特段規律は設けられていない	特段規律は設けられていない	特段規律は設けられていない	最低10年間（さらに10年間の更新可能）とする。
周知商標の保護	周知商標を保護。周知性の判断に際し共同勧告を考慮。	周知性の判断に際して共同勧告を考慮。	周知商標の保護に向けた協力	周知商標の保護に向けた協力
フェア・ユース	記述的な用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外とする。	記述的な用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外とする。	記述的な用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外とする。	記述的な用語を公正に使用する場合には、商標により与えられる権利の限定的な例外とする。

GI 節の規定				
対象産品・保護レベル	EU シンガポール	EU ベトナム	EU コロンビア・ペルー	EU ウクライナ
農産物・食料品及びワイン・スピリッツについて TRIPS 協定第 23 条レベルの保護	農産物・食料品及びワイン・スピリッツについて TRIPS 協定第 23 条レベルの保護	農産物・食料品及びワイン・スピリッツについて TRIPS 協定第 23 条レベルの保護	農産物・食料品及びワイン・スピリッツ等について TRIPS 協定 23 条レベルの保護（ 農産物や食品を含むすべての製品の GI について、ワイン等と同等の高度な保護は、締約国において国内法の改正が行われた段階で適用 ）	農産物・食料品及びワイン・スピリッツについて TRIPS 協定第 23 条レベルの保護
商標との関係	<p>・抵触する先行商標の存在は後行 GI の登録を必ずしも排除しない（ただし、<u>先行商標が著名であり消費者を誤認させるおそれがある場合は後行 GI を保護する義務を負わない</u>）。</p> <p>・後行商標との関係として、保護された GI に抵触する後行商標は、たとえ誤認混同が生じなくとも職権又は申立てに基づき拒絶される</p>	<p>・先行商標との関係として、先行商標が善意で出願・登録されている場合には、抵触する後行 GI の存在が先行商標の権利の有効性に影響しない。また、他に無効理由が存在しない場合には同商標の更新登録も許容。</p> <p>・後行商標との関係については、特段規律は設けられていない。</p>	<p>・抵触する先行商標との関係として、<u>先行商標が著名であり消費者を誤認させるおそれがある場合は後行 GI を保護する義務を負わない</u>。</p> <p>・後行商標との関係として、後行商標が保護 GI と抵触すると判断される場合に登録することができない</p>	<p>・抵触する先行商標が存在しても後行 GI を保護する必要あり（ただし、<u>先行商標が著名であり消費者を誤認させるおそれがある場合には後行 GI を保護する義務を負わない</u>）</p> <p>・後行商標との関係として、保護された GI に抵触する後行商標は、たとえ誤認混同が生じなくとも登録することができない</p>
事前の異議申立手続	GI 保護にあたっては、事前の異議申立手続を経る	GI 保護にあたっては、事前の異議申立手続を経る	GI 保護にあたっては、事前の異議申立手続を経る	GI 保護にあたっては、事前の異議申立手続を経る

事後の取消可能性	GI 保護法制度において、事後的な取消手続のあることは前提とされているが、 GI の事後的な一般名称化に関する規定は特段設けられていない。	GI 保護法制度において、事後的な取消手続のあることは前提とされているが、 GI の事後的な一般名称化に関する規定は特段設けられていない。	一度保護された GI は、締約国の領域において一般名称とはならない	一度保護された GI は、締約国の領域において一般名称とはならない。本協定に基づき一度保護された GI は、原産国においてのみ取り消される旨規定されており、 <u>相手国における事後的な取消の可能性が排除されている。</u>
先使用の例外規定（フェーズアウト等）	2004 年 1 月 1 日以前 10 年以上、又は同日前の善意による先使用については継続使用が許容。 ただし、締約国は、消費者の混同を回避することを目的に先使用と保護対象 GI とを区別させる実務的な条件を設定することを許容。	アジアーズゴ、フォンテイープ、ゴルゴンゾーラ、フェタの各チーズについて先使用の例外を規定。シャンパンについては協定発効後 10 年間のフェーズアウト期間を設定。	先使用の例外に関する規律は設けられていない。	先使用のあった一部の酒類 GI（トカイ、マデイラ等）について、協定発効後 10 年間のみ継続使用を許容。一部の農産品 GI（パルミジャーノ・レッジャーノ、ブエタ等）については、協定発効後 7 年間の継続使用を許容。
個別 GI の保護	附属書リストに掲載された GI の相互保護を行う。	附属書リストに掲載された GI の相互保護を行う。「パルミジャーノ・レッジャーノ」の保護に関し、「パルメザン」の名称の使用を、消費者における誤認を生じさせない範囲内で許容	附属書リストに掲載された GI の相互保護を行う。	附属書リストに掲載された GI の相互保護を行う。

※ 特徴的と考えられる要素については、斜体で示した。